

第 8 1 回 国民スポーツ大会 ・
第 2 6 回 全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会

第 1 回輸送 ・ 交通専門委員会



令和 2 年 1 2 月 2 3 日 (水)
県庁防災庁舎防 7 3 号室

【 目 次 】

1 説明事項

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要
- (2) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備経過
- (3) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催年延期について
- (4) 宮崎県準備委員会決定事項【別冊資料】

2 議 事

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本方針（案）

1 説明事項

説明事項（１）

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 第 8 1 回国民スポーツ大会

(1) 大会の目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。

(2) 主 催

大 会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、宮崎県
各競技会：公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

(3) 開催時期

令和 9 (2027) 年 9 月中旬～ 1 0 月中旬(11 日間以内)

(4) 実施競技

競技区分	競技名
正式競技 (37 競技)	陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
特別競技 (1 競技)	高等学校野球（硬式・軟式）
公開競技 (7 競技)	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
デモンストレーション スポーツ (大会ごとに種目を決定)	地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施する競技 【参考】いきいき茨城ゆめ国体でのデモンストレーションスポーツ ウォーキング、パークゴルフ、スポーツウエルネス吹矢、ドッジボール、合気道、アームレスリング、ソフトバレーボールなど 3 1 競技を実施

(5) 競技会場地

別紙参照

(6) 先催大会での参加者数（開・閉会式及び全競技参加者を含めた数） 単位：人・延べ人数

回(開催年)	開催県	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
72(2017)	愛媛県	87,680	113,861	521,850	723,391
73(2018)	福井県	101,717	116,921	386,448	605,086
74(2019)	茨城県	94,411	125,380	551,397	771,188
平均		94,602	118,720	486,565	699,888

※ 大会関係者：大会役員、競技会役員、補助員、式典出演者、報道員、視察員等

※ 先催 3 県の開会式参加者数平均：約 26,000 人 閉会式参加者数平均：約 14,000 人

2 第26回全国障害者スポーツ大会

(1) 大会の目的（大会開催基準要綱より抜粋）

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。

(2) 主催

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、宮崎県及び市町村並びにその他の関係団体

(3) 開催時期

令和9(2027)年 ※国民スポーツ大会の直後を原則として3日間で開催する。

(4) 実施競技

競技区分		競技名
正式競技 (14 競技)	個人競技 (7 競技)	陸上競技 (身体・知的)、水泳 (身体・知的) アーチェリー (知的)、卓球 (身体・知的・精神) フライングディスク (身体・知的) ボウリング (知的)、ボッチャ (身体)
	団体競技 (7 競技)	バスケットボール (知的)、 車いすバスケットボール (身体) ソフトボール (知的)、グランドソフトボール (知的) バレーボール (身体・知的・精神) サッカー (知的)、フットベースボール (知的)
オープン競技 (大会ごとに種目を決定)		広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められる競技 【参考】いきいき茨城ゆめ大会でのオープン競技 スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー、ブラインドテニス、車いすダンスなど6競技

(5) 競技会場地

今年度から選定を進めていく。

(6) 先催大会での参加者数（開・閉会式及び全競技参加者を含めた数） 単位：人・延べ人数

回(開催年)	開催県	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
16(2016)	岩手県	25,507	30,705	32,195	88,407
17(2017)	愛媛県	22,858	36,445	33,846	93,149
18(2018)	福井県	24,201	32,473	42,939	99,613
平均		24,188	33,207	36,326	93,723

※ 2019年開催予定の第19回大会（茨城県開催）は台風接近のため中止

※ 先催3県の開会式参加者数平均：約21,000人 閉会式参加者数平均：約18,000人

第81回国民スポーツ大会実施競技(正式競技・特別競技・公開競技)

説明事項(1)参考資料

1 正式競技[37競技]



2 特別競技[1競技]



3 公開競技[7競技]



第26回全国障害者スポーツ大会実施競技(正式競技)

1 正式競技[14競技]

(1)個人競技[7競技]



(2)団体競技[7競技]



第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年 4月 1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年 4月 1日	宮崎県教育庁に国体・高校総体準備室を設置
10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 4月 1日	宮崎県総合政策部に国体準備課を設置
5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催

年 月 日	内 容
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催
4月 1日	国体準備課を国民スポーツ大会準備課に改称
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催
12月16日	第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月17日	第2回開催基本構想策定検討部会を開催
12月20日	第5回市町村担当者会議及び第5回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
令和2年 1月16日	第1回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
1月31日	第7回総務企画専門委員会を開催
2月 5日	第4回広報・県民運動専門委員会を開催
2月 7日	第3回開催基本構想策定検討部会を開催
2月17日	第5回常任委員会を開催
3月18日	第6回市町村担当者会議及び第6回競技団体担当者会議（資料配付のみ）
6月25日	第8回総務企画専門委員会を開催
6月25日	第2回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
7月 6日	第6回常任委員会を開催
7月29日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会（書面開催）
8月 7日	第4回総会を開催（書面開催）
8月20日	第7回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
8月24日	第7回競技団体担当者会議を開催
9月24日	第3回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催

年 月 日	内 容
10月15日	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年（2027年）に変更され、開催申請書提出順序了解県（内々定県）として再決定
11月 9日	第5回広報・県民運動専門委員会を開催
12月18日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催

説明事項（3）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の
開催年延期について

令和2年10月15日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会令和2年度第2回臨時国民体育大会委員会において、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催年が令和8年（2026年）から令和9年（2027年）に変更された。

変更前			変更後		
開催年	回	開催県	開催年	回	開催県
令和2年(2020年)	75	鹿児島県(決定)	令和2年(2020年)	75	中止
令和3年(2021年)	76	三重県(〃)	令和3年(2021年)	76	三重県(決定)
令和4年(2022年)	77	栃木県(〃)	令和4年(2022年)	77	栃木県(〃)
令和5年(2023年)	78	佐賀県(内定)	令和5年(2023年)	特別	鹿児島県(〃)
令和6年(2024年)	79	滋賀県(〃)	令和6年(2024年)	78	佐賀県(〃)
令和7年(2025年)	80	青森県(内々定)	令和7年(2025年)	79	滋賀県(内定)
令和8年(2026年)	81	宮崎県(〃)	令和8年(2026年)	80	青森県(〃)
令和9年(2027年)	82	長野県(〃)	令和9年(2027年)	81	宮崎県(内々定)
令和10年(2028年)	83	群馬県(〃)	令和10年(2028年)	82	長野県(〃)
令和11年(2029年)	84	島根県(〃)	令和11年(2029年)	83	群馬県(〃)
令和12年(2030年)	85	未定	令和12年(2030年)	84	島根県(〃)
令和13年(2031年)	86	(奈良県・山梨	令和13年(2031年)	85	未定
令和14年(2032年)	87	県・沖縄県)	令和14年(2032年)	86	(奈良県・山梨
令和15年(2033年)	88	鳥取県	令和15年(2033年)	87	県・沖縄県)
令和16年(2034年)		—	令和16年(2034年)	88	鳥取県(内々定)

※ 「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」への改称は佐賀県大会からで変更なし。

※ 令和13年（2031年）以降の開催県は、今後、正式決定される見込み。

2 議 事

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（案）

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

